

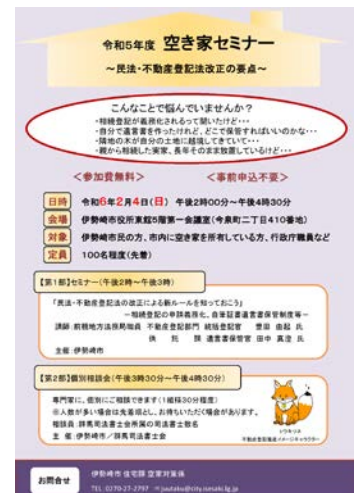
報道機関 各位

令和5年度 空き家セミナー・個別相談会（本庁開催）について

建設部住宅課

市民や空き家所有者等に向けて、前橋地方法務局による相続登記の申請義務化及び自筆証書遺言書保管制度の説明、群馬司法書士会による空き家に係る個別相談会を行います。

- 1 期 日 令和6年2月4日(日曜日)
- 2 時 間 セミナー：午後2時～午後3時(1時間程度)
個別相談会：午後3時30分～午後4時30分
- 3 会 場 伊勢崎市役所 東館5階第一会議室
(今泉町二丁目410番地)
- 4 定 員 先着100名程度
- 5 内 容 セミナー：相続登記の申請義務化、自筆証書遺言書保管制度等
前橋地方法務局 不動産登記部門 統括登記官 豊田 由起 氏
供託課 遺言書保管官 田中 真澄 氏
個別相談会：[相談員]群馬司法書士会所属の司法書士数名
専門家に個別に相談したい人は、相談できます(1組30分程度)
※人数が多い場合は先着順とし、お待ちいただく場合があります。
- 6 その他 参加費無料。事前申し込み不要。



問合せ先 住宅課空家対策係
電話 0270-27-2797 (ダイヤルイン)

令和5年度 空き家セミナー

～民法・不動産登記法改正の要点～

こんなことで悩んでいませんか？

- ・相続登記が義務化されるって聞いたけど・・・
- ・自分で遺言書を作ったけれど、どこで保管すればいいのかな・・・
- ・隣地の木が自分の土地に越境してきていて・・・
- ・親から相続した実家、長年そのまま放置しているけど・・・

<参加費無料>

<事前申込不要>

日時

令和6年2月4日(日) 午後2時00分～午後4時30分

会場

伊勢崎市役所東館5階第一会議室(今泉町二丁目410番地)

対象

伊勢崎市民の方、市内に空き家を所有している方、行政庁職員など

定員

100名程度(先着)

【第1部】セミナー(午後2時～午後3時)

「民法・不動産登記法の改正による新ルールを知っておこう」

－相続登記の申請義務化、自筆証書遺言書保管制度等－

講師: 前橋地方法務局職員 不動産登記部門 統括登記官 豊田 由起 氏
供託課 遺言書保管官 田中 真澄 氏

主催: 伊勢崎市

【第2部】個別相談会(午後3時30分～午後4時30分)

専門家に、個別にご相談できます(1組様30分程度)

※人数が多い場合は先着順とし、お待ちいただく場合があります。

相談員: 群馬司法書士会所属の司法書士数名

主催: 伊勢崎市／群馬司法書士会



トウキツネ

不動産登記推進イメージキャラクター

お問合せ

伊勢崎市 住宅課 空家対策係

TEL: 0270-27-2797 ✉ juutaku@city.isesaki.lg.jp